

日本学生支援機構奨学金

留学時特別増額貸与奨学金の申請について

このことについて、下記のとおり受け付けていますので、本奨学金の貸与を希望する学生は申請を行ってください。

記

1 対象者

以下の①～③を全て満たすことが必要です。

①国内の大学等及び大学院に在学中で、第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けている奨学生

※ 留学開始年月において、振込中であること（休停止中は、申込資格はありません）。

②海外の大学等・大学院に、以下ア.～ウ.のいずれかの条件で3か月以上留学する学生等

ア. 国内在籍学校の学生交流に関する協定等に基づく留学であること（派遣留学、交換留学）

イ. 留学により取得した単位が、国内在籍学校の単位として認定される留学であること（認定留学）

ウ. 大学院在籍中の学生の研究のための留学（研究留学）で、国内在籍学校長が有意義と認めた留学であること

※ 語学学校への留学は、原則として本奨学金の申込対象とはなりません。ただし、上記ア又はイの留学形態のいずれかに該当し、かつ大学附属の語学学校・語学センターへの留学である場合は、本奨学金の申込対象となります。

③日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生等

※ 「国の教育ローン」の審査対象外だった（要件を満たさないため申込を受け付けてもらえなかった）場合、審査の結果、融資を受けることができた場合は、本奨学金の対象とはなりません。

2 奨学金の貸与額

10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択。

3 提出書類

- (1) 「留学時特別増額貸与奨学金申込書」
- (2) 留学先大学からの「受入れ許可書」(日本語訳添付)
- (3) 「留学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」
- (4) 「国の教育ローン」を融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の
通知文のコピー

4 提出期限

留学後(受入れ開始年月日より)3か月以内

5 申込先・提出先 各エリア支援室学生支援

6 備 考

- (1) 申込様式等は大学ホームページに掲載しています。
- (2) 提出期限までに書類の準備が間に合わない場合は、別途ご相談ください。

学生部学生生活課

経済支援に関する情報は、

筑波大学ホームページ「キャンパスライフ」→「奨学金・学生生活の支援」

→「奨学金・修学支援」

(<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/>)

をご覧ください。